

## 4. 針刺し・切創、血液等曝露事故発生時の対応

### 1. 針刺し切創・血液曝露発生時

#### 1) 初期対応

(1) 患者の安全を確保し、作業を中止する。

(2) 創を確認する。

(3) 対応

##### ①刺創、皮膚の切創の場合

血液を絞り出し（強く絞りすぎて傷口を大きくしないこと、口で吸わないこと）、  
石鹼と流水で傷口を十分に洗浄し、10%ポビドンヨードで消毒する。

##### ②血液、体液、分泌物等で皮膚を汚染した場合

石鹼と流水で十分に洗浄し、10%ポビドンヨードで消毒する。

##### ③粘膜、結膜を汚染した場合

流水で十分に洗浄する。

##### ④口腔を汚染した場合

流水で洗浄し、ポビドンヨードガーグルを15~30倍に希釈し含嗽する。

(4) 直属の上司に報告する。

（夜間・休日は当直医または日直副師長または管理師長）

「針刺し・切創、血液等曝露事故発生後の報告体制」参照

#### 2) 患者の感染症情報を収集する。

(1) 感染症に関する情報（HBs抗原、HCV抗体、HIV抗体）を収集する（6ヶ月以内の検査結果は有効とする）。どれかひとつでも不明のものがあれば採血を行う。

「針刺し事故に関する説明と同意書」参照

(2) 梅毒については、針刺し事故による感染の可能性は極めて低いため、事故当事者が希望する場合のみ感染の確認を行う。

### 2. 患者に採血を依頼する場合

1) 「針刺し事故に関する説明と同意書」の用紙を用いて患者または家族に採血の説明を行う。

\*説明は主治医または看護師長が行う。

2) 説明の同意を確認する。

\*説明後に患者の同意が得られない場合は、当事者と相談し、「針刺し事故後のフローチャート（HBVおよびHCV）」に準ずる。

3) 同意の確認後同意書に署名をいただく。

(1) 患者が署名できない場合は家族に署名をお願いする（電話での承諾も可とする。その場合、後日署名をいただく）。

(2) 患者が署名できず、家族との連絡も不能な場合は当事者と相談し、「針刺し事故後のフローチャート (HBV および HCV)」に準ずる。

4) 検査に対する保険請求について  
検査に対する保険請求は行わない。

### 3. 受診について

1) 平日は、直属の上司から庶務班長 (内線 633) に連絡し、当事者が内科カルテを作成し受診の手続きを行う。

休日は、「針刺し・切創、血液等曝露事故発生後の報告体制」参照

2) 「受診時の報告」用紙に必要事項を記入し、受診の時に医師に手渡す。

3) 産業医 (夜間は当直医) の診察を受け、血液検査を行う。

(HBs 抗原、HBs 抗体、HCV 抗体、HIV 抗体、TP 抗体、RPR、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP)。

4) 2 回目以降の受診に対しては、産業医が行う

(1) 通常は、針刺し事故後 1 ヶ月目、3 ヶ月目、6 ヶ月目に採血を行う。

採血項目：HBs 抗原、HBs 抗体、HCV 抗体、HIV 抗体、TP 抗体、RPR、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP

(2) 患者が HBV、HCV による活動性感染症に罹患している場合は、

針刺し事故後 1 ヶ月目、3 ヶ月目、6 ヶ月目、8 ヶ月目 (8 ヶ月目は月をまたがない) に採血を行う。

採血項目：HBV の場合、HBs 抗原、HBs 抗体、HBc 抗体、HBV-DNA、TP 抗体、RPR、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP

HCV の場合、HCV 抗体、HCV-RNA、TP 抗体、RPR、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP

(3) 当事者は、医師の外来担当日に受診の手続きを行い、受診する。

### 4. 感染症と受傷者の評価

1) 患者が HBV、HCV、HIV 等による活動性感染症に罹患している場合は、それぞれの病原体に応じて針刺し事故後フローチャートに沿って対応する。

◎いずれの検査も陰性のとき・・・針刺し・切創、血液等曝露事故防止発生後の報告体制参照

◎HBs 抗原 (+) のとき・・・針刺し事故後フローチャート (HBV 及び HCV 用)

◎HCV 抗体 (+) のとき・・・針刺し事故後フローチャート (HBV 及び HCV 用)

◎HIV 抗体 (+) のとき・・・針刺し事故後フローチャート (HIV 用)

## 5. その他

- 1) 労働災害の申請について庶務班長より説明を受ける。
- 2) 「針刺し・切創報告書」または「皮膚・粘膜汚染報告書」(エピネット)を作成し感染対策室に提出する。

## 参考文献

1) B型肝炎 治療ガイドライン 第3.3版

日本肝臓学会 2021.1

平成23年11月1日作成  
平成25年11月改訂  
平成28年1月25日改正  
平成28年3月31日改正  
平成29年3月 改正  
令和3年10月27日 改正